

令和6年度 公立大学法人国際教養大学の業務運営に関する計画

I 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の充実

(1) 国際教養教育の充実

- ① 新たに設置した応用国際教養教育(AILA)(※1)推進機構センター長会議において、AILAの理念に基づく教育、研究、地域貢献の分野の活動を協議し、推進する。
- ② AILAの理念に基づき、カリキュラム全体の順次性を保った体系的な教育課程を実現するため、AILAタスクフォース及び各領域での議論を踏まえて開講科目を編成する。
- ③ グローバル社会における政治・経済やサステナビリティ、急速に発展する最先端技術と人間社会の在り方等に関する多角的なカリキュラムを提供するとともに、AILAを具現化する活動の受け皿を充実する。
- ④ 情報関連科目を充実させるほか、海外大学とのオンライン協働授業(※2)、外部講師のオンライン招聘等、ICTを活用した教育を推進する。また、実践的な技能や知識を修得する機会拡大等のため、学外の高度な専門性を持つ講師によるオンライン講義・演習を県内高等教育機関と共同で実施する。
- ⑤ 留学時修得単位の柔軟な認定制度を保持することにより、広い教養及び専門分野の深い知見の修得機会を提供する。
- ⑥ 秋田県立大学や海外大学との連携によるPBL(※3)科目等におけるフィールドワーク等を通じて、日本や秋田への理解を深める機会を提供する。
- ⑦ 令和5年度に新設した教学IRチームを中心として、ディプロマ・ポリシーに定めた能力の獲得に向けた体系的なカリキュラムの点検・評価を強化するため、工程表を整備する。また当該工程表に基づき、令和6年度は、ディプロマ・ポリシーとAILAの関係性を整理しながら、カリキュラムマップ及びアセスメントポリシーの策定を進める。加えて、学内データの継続的な収集を行う。

(2) 留学生に対する教育の充実

- ① 留学生にプレースメントテスト(クラス分けテスト)を受験させ、レベルに応じた日本語科目を提供する。
- ② 留学生の日本や秋田への理解を深めるため、日本研究科目及び東アジア関係科目を提供する。
- ③ 県内各地のフィールドトリップや文化授業等の体験型プログラムに加え、授業においてPBL要素を取り入れたカリキュラムを提供することによりプログラムの充実を図る。

(3) 専門職大学院教育の充実

- ① 専門知識を身に付ける科目の提供のほか、「英語教育実践法と実習」や「日本語教育実践研究」等の科目を通じて、初等中等教育機関や国内外の日本語教育機関等での教育実習を重視した実践的な教育を実施する。
- ② 高度な国際コミュニケーションの理論と、その実践に係る知識及び技能の獲得を目指

す教育をより強化するため、教育課程や科目群の見直しを検討する。

2 多様な学生の確保

(1) 学生の確保

① 戦略的広報の展開

ア a オープンキャンパスや大学説明会等を対面又はオンラインで開催し、教育理念やカリキュラムをはじめとする本学の特長、求める学生像等を明確に発信する。

b 大学ウェブサイトにおいて、教員の研究内容の紹介を行うなど、情報の充実を図る。またパンフレットの更新や各種広告の掲出を行うほか、テレビ、新聞、雑誌等の各種メディアを通じたパブリシティ活動に積極的に取り組む。

イ 大学ウェブサイトと大学公式SNSを連動させるなどの複合的広報を積極的に展開する。また、新たに大学PR動画を制作し、YouTubeにおいて公開するほか、学生目線によるSNS等の発信を通じて、中・高校生への情報発信を強化する。

② アドミッションポリシーに基づく着実な入試の実施

ア 他の国公立大学と異なる日程で行う一般選抜試験や、多面的評価を行うグローバル・ワークショップ入試をはじめとした多様な特別選抜試験を実施する。

イ 一般選抜試験に加えて、令和5年度より特別選抜試験においても導入したWeb出願システムの安定的な運用に努めつつ、受験者がより使いやすいシステムになるように改善を施す。

③ 県内出身入学生の確保

ア 県内高校生を対象としたグローバル・セミナー入試を実施する。

イ 県内小中学校との交流活動を通じて、高校入学前の児童・生徒に対して本学の特色・魅力を積極的に発信し、早期に本学に対する興味・関心を喚起することで、県内高校生の志願者増につなげる。

ウ 高校での出張授業のほか、「大学コンソーシアムあきた」（※4）での高大連携授業を通じて、高校1年生に対しても本学の特色・魅力を積極的に発信する。

エ 県内出身学生による母校訪問時に高校生向けに説明会を行うなど、受験生への効果的な働きかけを図る。

オ 県内高校への訪問を通して、入試に関する情報提供や高校生の進路動向等の把握に努めるとともに、オンラインも活用して広報活動を行う。また、高校教員等と学生募集について協議しながら、県内高校生確保に向けて連携して取り組んでいく。

カ 大学説明会、グローバル・セミナー（※5）、高校訪問等の機会を利用し、県内の高校生や高校教員に対して推薦入試等の特別選抜試験についてきめ細かな情報提供を行う。

キ アドミッション・オフィサー（※6）が、大学説明会、グローバル・セミナー、高校訪問等の機会を利用し、本学のアドミッション・ポリシーを発信し、本学の求める学生像に合致した高校生の確保を目指す。

ク 県内出身者を対象に「わか杉奨学金」を給付するとともに、入学金の優遇措置を実施する。

④ 社会人等学生の受け入れ

説明会や個別相談会のほかウェブサイトにおいて、「社会人入試」制度の周知を図る。

☆ 数値目標

- ・一般選抜試験倍率：5倍以上
- ・県内出身入学者数：学部入学定員の2割以上

(2) 留学生の確保

- ① ア 本学への交換留学、正規生入学及び短期留学プログラムへの参加を目指す海外の学生を主な対象と捉え、新カリキュラムを含めた本学の特長や魅力を分かりやすく伝えられるよう、英語版ウェブサイトの積極的な運用を図るとともに、本学での留学生生活を学生目線で伝えるため、Student Voice記事やSNSでの学生体験談の発信を強化する。
イ 各国の国際交流関係者が多数集まる国際会議や留学フェア等に参加し、ブースを出展するなどにより本学の取組を積極的に紹介するとともに、人的ネットワークを拡大・深化させる。
- ② 教育及び研究の質が高い大学を世界各地から選定し、情報収集・分析を行い、継続的な交流が見込める大学を新規開拓する。一方、交流が進んでいない提携校との関係を分析した上で、交流促進又は関係の見直し等、適切な対策を講じる。
- ③ 国際会議への参加や提携校訪問等を通じて海外大学とのネットワークを強化するとともに、各提携校ときめ細かな調整を行いながら留学生の受入促進を図る。
- ④ 日本及び秋田の文化・伝統を学べる科目について掲載している英語版ウェブサイトについて、提携校の留学フェアで紹介してもらうなど効果的かつ積極的に提携校・留学生にPRする。
- ⑤ 留学生に対し、本学独自の奨学金制度による経済的支援を継続するほか、制度を有効活用して受入れの活性化を図る。さらに、海外提携校と連携してErasmus+奨学金の確保に努める。
- ⑥ 外国人留学生入試（4月入学・9月入学）を実施する。

☆ 数値目標

- ・海外提携校活動率（大学間で教育に関し交流活動がある割合）：8割以上を維持

(3) 大学院学生の確保

- ① 本学のウェブサイトやFacebook、パンフレット等を通じて大学院に係る情報発信を行うほか、Facebook・Instagramに広告を掲出し、大学院への進学を検討している学生・社会人に向けて最適な広告配信を行う。
- ② オンラインを活用しながら、全国の学生を対象とした大学院説明会・個別相談会により、本学大学院の特長、カリキュラム等の情報を発信する。
- ③ 県内英語教員に対する入学金免除制度や長期履修制度（※7）を実施する。

3 学生支援

(1) 学修の支援

- ① ア 図書館の365日24時間オープン体制を維持する。また、定期刊行物とデータベースの定期的見直しの一環として、価格や利用回数をもとに令和7年度から令和9年度に購入する資料を図書館運営委員会で協議・決定する。

イ デジタル資料を含め、本学の教育研究内容に密接に関連した図書及び資料を整備する。

② 言語異文化学修センター（LDIC）（※8）において、オンライン教材を含め、英語その他の外国語教材を充実させ、利用促進を図りながら、自律学修の環境を施設内と遠隔の双方で提供する。また、TOEFL®TESTその他の英語能力試験を実施し、より高い英語運用能力の修得を支援する。

③ ア 学修達成センター（AAC）（※9）において、大学院生のティーチングアシスタント（TA）（※10）及び学部生のピアチューター（PT）（※11）を活用した英語論文指導等により、学生の英語能力の向上を図るほか、個別学修に対する支援を行う。

イ 学生一人ひとりに対し、セミナー指導教員等をアカデミックアドバイザーとして配置し、学生の能動的な学修を支援する。

④ 入学前教育として、特別選抜試験の合格者を対象にした「スタートノウセミナー」を実施するほか、グローバル・セミナー入試で合格した県内高校生に対して、特に英語の学習法を中心とした入学前プログラムを実施する。

（2）学生生活の支援

① 学生生活支援の充実

ア a 教職員間の連携を密にし、学生の心身の問題に対して迅速かつ適切に対応するとともに、性の多様性に関する学生支援の体制を強化する。また、保健室とカウンセリングルームによる個別相談、健康教育、心理教育等の支援を行う。

b 事務局内や教員との情報共有を定期的実施しながら、支援を必要とする学生を早期に発見し適切に対応する。また、個々の障がい学生に必要なサポートを提供するだけでなく、包括的な支援の仕組みづくりにより、全ての学生や教職員が多様性を尊重する文化を涵養する。

イ a 本学を指定校とする奨学金、及び本学学生が応募可能な奨学金の制度について、遅延なく学内に周知するとともに、学生からの問い合わせに対して必要なサポートを行う。

b 経済支援を要する学生には、国の高等修学支援新制度に基づく授業料減免、給付奨学金の利用を促すとともに、同制度の対象外である学生には、本学独自授業料減免、奨学金制度の利用を案内する。また、令和5年4月に新設した「AIUふきのとう特別奨学金」を継続的に運用しつつ、さらに、令和7年度に向けて、20周年奨学寄附金を活用し、経済的困窮の救済に加え、AILAの推進に資する給付奨学金制度を設計する。

ウ 新入生オリエンテーションにおいて、レジデント・アシスタント（RA）（※12）やピアサポーター等が主体となった対面セッションを通じ、学生間のコミュニティビルディングを推進する。また、開学20周年を契機としたセッションや、ダイバーシティの推進、昨今の学生生活におけるリスク等を踏まえた新規のセッションを実施し、内容の充実を図る。

エ a 学生生活委員会、学生会及びRAとの定例ミーティングに加え、学生満足度調査や学生生活についてのアンケート調査等を通じ、学生の意見やニーズを積極的に吸い上げながら、学生の自主性も尊重した生活支援の質の向上を図る。

b 「Student Life Handbook」や学生生活に関する年間行事カレンダー、学内外のリソースリスト等の各種ツールを用いることで学生生活に必要な情報を適切に提供するとともに、各情報へのアクセス先を一元化したリーフレットを作成・配布することで、学生生活の利便性向上につなげる。

② 課外活動等支援の充実

ア 課外活動における会計業務や報告書作成のフローを見直すことで、支援の効率化と充実を図る。また、クラブ等へ加入する全ての学生に対して引き続きスポーツ安全保険への加入を義務づけることで、課外活動の安心・安全な環境整備を図る。

イ 多様な入居形態の運用を継続するとともに、経年劣化が進む設備の維持管理に努めることで、学内居住率の向上を図る。

ウ テーマ別ハウス（※13）の円滑な自走化に努めるとともに、R Aやテーマ別ハウスの活動に対して財政的な支援や企画運営への助言を行うことで、学生同士の交流の活性化を図る。

エ 県内の各自治体や地域の団体等が企画・実施する地域貢献・国際交流活動等の情報を、学内説明会や地域交流フェア等の機会のほか、学内掲示板や学生への一斉メール等のツールを有効活用して遅滞なく提供し、各種活動への学生の参加機会の拡大につなげる。

オ 国内外の会議等に参加する学生に支給するアンバサダー奨励金制度を継続する。また、オンライン開催の行事等も対象とする時限措置についても規模を縮小させつつも継続し、学生の学外との交流を活発化させる。

☆ 数値目標

- ・学生生活委員会の開催等 年10回以上

(3) キャリア支援

① ア 必修科目である「キャリアデザイン」（※14）の受講を通じて、早期段階からのキャリアの理解と就業意識の向上を図る。また、E A P（※15）を修了した者には「社会探究活動」（※16）の実施を奨励し、現実の社会情勢や具体的な職業についての考察を促す。

イ 同窓会組織等を活用したキャリア支援のための交流の場や、O B O G訪問を通して、新しい働き方を含むより具体的な職業イメージや勤労意識を学生に植え付ける。

② 対面とオンラインを併用しながら、業界研究会や留学前の学生に対するガイダンス、他大学との合同イベント、個別就職相談等をできる限り多く実施する。また、内定者を積極的に活用し、就職活動中の学生を支援する。

③ 県内企業情報コーナーを設置し、学生と県内企業の接点を確保する。

④ 「A I UデザインL A B」（※17）において、学生と県内企業とが協働で課題解決の手法を学ぶワークショップや企業の現場で実際の課題に取り組む「デザイン思考実践」（※18）を実施することにより、学生が県内企業に親しむ機会を提供する。

⑤ アカデミック・キャリア支援センター（A C S C）（※19）において、学部生に対して本学を含めた国内外の大学院の情報を提供するほか、個別相談や講演会を実施するなど、進学支援を行う。

☆ 数値目標

- ・就職希望者に占める就職者の割合：100%

4 研究の充実

(1) 国際教養教育に資する研究の推進

- ① 学内研究費の適切な配分や適正な支出等に留意し、教員が多様な研究活動を行えるよう支援する。
- ② 科学研究費に関する学内説明会を実施するほか、ガイド書籍の配付、外部専門機関による添削サービスを活用した科研費研究計画調書の作成支援等を行い、教員による競争的資金や受託事業の獲得を促進し、研究内容の充実・拡充を図る。
- ③ 学長プロジェクト研究費の運用により、学内の応用国際教養教育の推進に資する共同研究活動を支援する。
- ④ 新たに発行する「国際教養大学研究紀要（英語名称：Journal of Liberal Arts, Technology, and Science）」（※20）を大学ウェブサイト（日本語版、英語版双方）やJ-STAGE（電子ジャーナルの無料公開システム）に掲出するほか、様々な機会を捉えて教員の研究成果等を国内外に広く情報発信する。

(2) 海外提携校等との学術交流の活性化

- ① 提携校をはじめとした海外大学との協働によるPBL等の開講、海外大学や国際機関からの講師招聘等により、学術交流を促進する。
- ② 海外提携大学が提供する共同研究や学会発表の機会をタイムリーに本学の教員に案内するほか、本学が提供する「リサーチ・ショーケース」（※21）等の研究交流機会を海外提携大学に案内するなど、教員同士の交流の場を提供する。加えて、地域課題に関連する研究実績がある海外提携校を選出し、共同研究の可能性を探る。

II 地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 学校教育への支援

(1) 児童生徒の英語コミュニケーション能力養成等への支援

- ① 連携協定を締結している県内自治体や各教育委員会等からの要請も踏まえ、小・中学校及び高校における英語の授業や英語による各種活動に本学の留学生等や教員を派遣し、コミュニケーション能力の養成や異文化理解の向上に協力する。
- ② 「英語で英語を学ぶ」プログラムとして本学が開発した「イングリッシュビレッジ」（※22）を開催し、県内外の小・中・高校生の英語によるコミュニケーション能力の向上に貢献する。また、英語に加えて異文化理解力を育むことを目的に開発した小学生向けの「異文化理解教育プログラム」の動画を小学校との交流活動において活用する。

☆ 数値目標

- ・英語教育関連プログラム実施件数：50件以上

(2) 英語担当教員の指導力向上への支援

- ① 県内自治体からの要請に基づき、小・中学校及び高校の英語担当教員向け授業研究会

等の研修事業等に本学教員を講師として派遣し、指導力の向上等に協力する。

- ② 小・中学校及び高校の英語担当教員の指導力向上に貢献するため、秋田県教育委員会の意向も踏まえ、「ティーチャーズセミナー」(※23)を実施する。

2 地域社会への貢献

(1) 地域の国際化の推進

- ① 県内各地における様々なイベントへ留学生等を派遣することにより、地域の活性化や国際化に貢献する。
- ② 応用国際教養教育推進機構のもとに設置した地域連携協働研究センター(※24)を中心に、県内の自治体や企業等からの依頼に基づき、調査・研究に取り組む。

(2) 多様な学習機会の提供

- ① 本学が開催する公開講座・公開授業、特別講演会、他大学と連携したワークショップ等について効果的な情報発信を行い、多くの県民の参加が得られるよう努める。また、県内の教育機関・自治体等からの要請に基づき、本学教職員を講師や委員として派遣するなど、地域貢献を推進する。
- ② 大学院においてリカレント教育(※25)を実施するほか、「科目等履修生」(※26)や「聴講生」(※27)制度により、社会人に学びの機会を提供する。
- ③ 図書館及びLDICを開放し、県民に多様な学習機会を提供する。

☆ 数値目標

- ・公開講座等開催回数:10回以上/年

(3) 卒業生のネットワーク等を活用した地域貢献活動の推進

- ① 同窓会組織との協議を定期的に行い、連携体制のさらなる充実・強化を図るとともに、秋田県の情報発信への参画を求めるなど地域貢献への具体的な取組を進める。
- ② 令和5年度に構築した同窓会員のプラットフォームとなる名簿管理システムを活用し、各分野に精通した会員によるオンラインセミナー(出前講座)を開催するなど、地域貢献活動の具体的な取組を進める。

(4) 地域活性化に向けた取組の強化

- ① 応用国際教養教育推進機構のもと、本県が直面している諸課題を見据えた調査研究やデータ収集に向けて、企業をはじめとする外部機関との連携を促進する。また、令和6年度から実施する「共創の場形成支援事業」における「ソウゾウの森会議」の開催を通じて地域の起業人材のネットワーク形成に取り組む。
- ② 「AIUデザインLAB」において、学生と県内外の企業とが協働で課題解決の手法を学ぶワークショップを行う。また、学んだことを実践する「デザイン思考実践」として、企業の現場で実際の課題に取り組む企業課題解決型学修を行うほか、ビジネスアイデアの具体化とビジネスコンテストへの挑戦を目的とする事業創造プロジェクトを新たに実施し、学生の起業意識の醸成を図る。
- ③ 企業等との連携協定に基づき、観光資源の開発等の地域課題をテーマとした寄附講座(※28)を開講するとともに、更なる連携体制の構築を図る。

☆ 数値目標

- ・地域企業等との協働件数：30件以上

Ⅲ 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の効率化及び大学運営の改善

(1) 組織運営

- ① 大学経営会議及び教育研究会議をそれぞれ10回程度開催するとともに機動的な運営に努め、的確かつ迅速な意思決定を行う。また、決定事項等については、他の学内会議での報告や資料の共有等により、教職員への周知を図る。また、理事長（学長）のリーダーシップの下で、教育活動全般に係る全学的な質保証のための教学マネジメントをさらに効果的に進めるため、全学で推進する機能の強化を図る。
- ② トップ諮問会議において、世界の高等教育に関して高い見識を持つ有識者から、本学の経営について大所高所からの意見をいただく機会を設ける。
- ③ ア 学部生、大学院生及び短期留学生に対し、学生生活に関する満足度調査のほか、必要に応じて各種アンケート調査等を実施し、その結果を業務運営に反映させる。また、アンケート調査の結果を学生にフィードバックし、本学の対応を学生に周知することにより、満足度の向上を図る。満足度調査については、実施形式や設問項目の見直しを行うことで、回答率向上に努める。
イ 親の会役員会、秋田・東京・大阪での地区別懇談会等を開催し、大学の運営方針や開学20周年記念事業、学生対応等について親の理解を求めるとともに、意見・アイデアを収集し、業務運営への反映を検討する。
ウ 教育研究会議、大学院運営委員会、教授会、事務局連絡会議や、各種プロジェクト等を通じて教職員の意見・アイデアを収集し、業務運営への反映を検討する。
エ サポーターズクラブ等、学外のステークホルダーからの意見に耳を傾け、より良い大学運営を目指すための検討を行う。

(2) 人事管理

- ① 人件費を踏まえた計画的な教職員確保を基本としつつ、教員については国内外からの公募により、学術業績や教員経験に優れた人材を獲得する。また、専任職員については、TOEIC®900点相当の英語力を有し、事務能力等に優れる人材を獲得する。
- ② 教職員の評価を行い年俸へ反映させるとともに、教員のテニユア（※29）への審査と職員の無期雇用転換に関する審査を行う。
- ③ 教員のサバティカル（※30）と特別研修の両制度を積極的に周知し、制度利用につなげる。また、FD（※31）活動を計画的に実施する。
- ④ 外部機関による研修も活用しながらSD（※32）活動を計画的に実施し、職階や担当業務に応じたスキルの向上を図る。
- ⑤ 女性活躍推進法に基づく本学の行動計画に沿い、勤務形態の柔軟化やワークフロー改善による業務負担軽減に取り組み、ジェンダー等の属性にかかわらず能力のある人が活躍できる職場づくりを図る。

(3) 教育研究環境の整備

- ① 施設・設備の整備や維持管理を適切かつ効果的に行うとともに、施設管理計画（行動計画）や施設毎の個別施設計画に基づいた修繕・更新について、令和5年度に策定した施設整備構想との整合性を踏まえ、計画的かつ着実に実施する。
- ② 令和5年度に策定した施設整備構想を進めるため、関連予算の計上に向けた県との協議を行う。
- ③ 学内のWiFi等ネットワークの利用状況に合わせ、機器の移転・増強を行う。また、老朽化している一部機器の更新を進める。

2 財務内容の改善

(1) 財政基盤の強化

- ① 教育環境の維持管理費や光熱水費・燃料費の高騰を加味しながら、授業料及び学生寮・学生宿舎の家賃を必要に応じて適正な金額に設定する。
- ② 本学教員の研究関心や成果を積極的に広報し、受託研究につながる取組を推進する。また、学内説明会の実施やタイムリーな情報提供により、科学研究費を含む競争的資金への申請を支援することで、外部資金の獲得を促す。
- ③ 奨学寄附金、開学20周年記念事業寄附金、さくら並木基金寄附金及びみらいへの架け橋基金寄附金について、企業、保護者、卒業生、在学生等に幅広く周知し、寄附を働きかける。

(2) 経費の節減

- ① コロナ下での業務のデジタル化の経験を踏まえながら、業務内容や事務手続の不断の点検・見直しによりトータルコストの縮減を図る。また、外部委託により費用対効果の向上が見込まれる業務については積極的に委託化を推進する。
- ② 電力の価格高騰下においても安定的な大学運営を行うため、校舎の設備機器等の更新時には省エネルギー設備を導入するほか、低コスト印刷機の優先使用や省エネルギー啓発等により経費削減に積極的に取り組む。

3 自己点検・評価等の実施及び大学情報の発信

(1) 自己点検・評価等

- ① 自己評価委員会が主体となり、年度計画に基づく自己点検・評価を実施するほか、県地方独立行政法人評価委員会による法人評価を受審する。また、それらの評価結果を踏まえて業務運営の改善方法を協議し、適宜反映する。
- ② スーパーグローバル大学創成支援（SGU）事業に係る事後評価の過程や結果を踏まえながら、世界の課題解決に貢献できる人材育成を目指す新長期ビジョンに係る具体的な戦略に着手する。
- ③ 大学のウェブサイトにより、大学運営に関する計画、学生の確保に関する情報、財政状況、教育研究活動、各種評価結果等を適切に公開する。

(2) 大学情報の発信

- ① 大学ウェブサイトや公式SNSにおいて、教育研究活動や地域貢献活動に係る記事、Student Voiceなどのタイムリーな掲載に努めるほか、マスメディアへの情報提供を含

め、テレビ、新聞、雑誌等の各種メディアを通じたパブリシティ活動に積極的に取り組む。また、各種媒体を通じた研究成果の発信や、国内外の教育機関や企業等への本学の取組の紹介等により、知名度の更なる向上を図る。

4 その他業務運営に関する事項

(1) 安全等管理体制の充実

- ① 増加している自然災害への対応などについて、リスクマネジメントに係る学内規程の見直しを図るなど、リスク管理体制の強化を図る。
- ② 定期健康診断やストレスチェック、職場巡視や予防接種を実施するほか、心身のセルフケアに関するニュースレターの発行等により、学生及び教職員の健康維持に努める。

(2) 情報セキュリティ対策の強化

- ① サービス停止時間の短縮化等を目的とし、監視システム対象範囲の精査と拡充を実施する。
- ② 新入生及び新任教職員に対するセキュリティ教育として国立情報学研究所提供のオンラインコースを提供するほか、全学に対して最新の脅威等に関する定期的周知・教育を行う。
- ③ 情報格付を定期的に見直すとともに、各種システムの取扱いマニュアルをセキュリティの観点から精査する。
- ④ 文書や手続きのデジタル化によって増大していくデータの保存及びバックアップ体制を維持しつつ、効率的なデータ保存に向けた整理とアーカイブ化を進める。

(3) コンプライアンスの徹底と内部統制の強化

- ① ア 教授会、FD、SD、メール周知等を通じ、教職員の法令遵守の徹底を図る。
イ 学生に対し、新入生オリエンテーション等の機会を活用し、飲酒、薬物使用等に関する法令遵守の徹底やハラスメント防止ガイドライン等の周知を図るとともに、性被害防止に向けた性教育に関するプログラムを新たに導入する。また、学内外におけるマナーについては、適切なタイミングで交通ルールや飲酒などの注意喚起を行うとともに、学生自らが改善に努めるよう意識付けを行う。
- ② ア 監事及び監査室による会計監査や契約監視委員会を実施し、指摘事項があった場合には直ちに改善するとともに、再発防止策を検討・実施する。
イ 監事及び監査室による業務監査を実施し、その結果を内部統制委員会で報告・検証するとともに事務局内で共有し、業務運営に活用する。

IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算(令和6年度) (単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,082
自己収入	1,141
授業料等収入	722
その他収入	419
受託研究等収入	26
文部科学省等補助金収入	30
施設整備補助金	57
積立金繰入	114
計	2,450
支出	
教育研究経費	446
人件費	1,371
(うち受託研究等経費分)	(14)
一般管理費	469
受託研究等経費	12
資産整備費	152
計	2,450

2 収支計画(令和6年度) (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,348
教育研究経費	446
受託研究等経費	12
人件費	1,371
(うち受託研究等経費分)	(14)
一般管理費	469
減価償却費	50
収益の部	2,279
運営費交付金収益	1,082
授業料等収益	722
受託研究等収益	26
補助金等収益	30
施設費収益	0
寄附金収益	37
雑益	382
純利益	-69
積立金取崩額	69
総利益	0

3 資金計画(令和6年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2, 4 5 0
業務活動による支出	2, 2 5 9
投資活動による支出	1 5 2
財務活動による支出	3 9
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	2, 4 5 0
業務活動による収入	2, 3 4 8
運営費交付金収入	1, 0 8 2
授業料等収入	7 2 2
受託研究等収入	2 6
補助金等収入	3 0
寄附金収入	3 7
積立金繰入収入	6 9
その他収入	3 8 2
投資活動による収入	1 0 2
運営費交付金収入	0
施設費補助金収入	5 7
積立金繰入	4 5
財務活動による収入	0

V 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受け入れの遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を1億円とする。

VI 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

VII 剰余金の使途

剰余金については、「剰余金の使途の取扱いに関する覚書」に基づき使途計画を策定し、教育研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善を図るための経費に充てる。

VIII 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

積立金については、使途計画を策定し、教育研究の推進及び学生生活の充実を図るための施設、設備、備品等の整備に関する経費に充てる。

【 語句の説明 】

※	語 句	説 明
1	応用国際教養教育（A I L A）	A I L Aは、Applied International Liberal Artsの略。これまで進めてきた国際教養教育を更に一步先に進めるために打ち立てた教育方法で、得た知識を現実社会の課題解決に応用していく力の養成を目指している。教室における学修と、多様性溢れるキャンパスや地域企業等と連携した「デザイン思考実践」（18参照）等の「実践の場」における学修を有機的に結び付け、異なる分野の課題に立ち向かうための「統合知」の強化と、「人間力」の向上を図る。
2	オンライン協働授業	I C T技術を用いて、オンラインで海外大学と協働で行う教育手法。
3	P B L	P B Lは、Project-Based Learningの略。実社会に存在する具体的な課題の解決に向かって主体的に学習を進めることで、課題解決能力やプレゼンテーション能力、論理的思考能力など等の実践的な能力を身に付けることを目指す教育手法。本学では平成24年度からP B L科目を開講している。
4	大学コンソーシアムあきた	「大学コンソーシアム」は、高等教育機関が連携・交流することにより、それぞれの教育・研究機能の強化を図り、その成果を地域社会に還元することで、地域の発展に貢献することを目的とした組織。本学が加盟している「大学コンソーシアムあきた」には現在、14の高等教育機関が加盟している。
5	グローバル・セミナー	秋田県内の受験生拡大を目的に、県内の高校2・3年生を対象として、日本語又は英語による講義や在校生との交流会等を実施するイベント。
6	アドミッション・オフィサー	本学の「求める学生像」に合致する県内高校生を発掘して受験を勧奨し、入学に結び付けていくことを目的に活動する者。
7	長期履修制度	本学専門職大学院において、受講生の多様性の確保とリカレント教育の要請への対応を目的として設けられている制度。長期履修型（標準の2年を超えて4年以内）の学修期間を設定できる。
8	言語異文化学修センター（L D I C）	L D I Cは、Language Development and Intercultural Studies Centerの略。英語をはじめ多数の外国語に関する豊富な教材と充実した設備を整え、学生等の外国語の自律学修を支援する施設。図書館棟に設置されている。
9	学修達成センター（A A C）	A A Cは、Academic Development Centerの略。学生の個別学修を支援する施設。学生の学業における能力を伸ばすだけでなく、主体的に学ぶ力を引き出すことを目的に、訓練を受けた大学院生や学部生が、個々の学生の目標達成に向けて丁寧にサポートしている。図書館棟に設置されている。

10	ティーチングアシスタント (T A)	T Aは、Teaching Assistantの略。優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部生等に対するチュータリング (助言) や実験、演習等の教育補助業務を行わせ、大学教育の充実と大学院学生にトレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当での支給により、大学院学生の処遇改善の一助とすることを目的とした制度。
11	ピアチューター (P T)	「ピア」とは同僚・友人・仲間、「チューター」とは家庭教師・個人指導教師・講師を意味する。研修又はチュータリング科目を修了した学生がチューターとなり、英語基礎、数学、日本語科目 (留学生対象) などの科目について個別学修指導を行う。
12	レジデント・アシスタント (R A)	既に1年間の寮生活を終えた、新入生の模範となる学生が就任。学生寮及び学生宿舎において新入生の慣れない集団生活を支えるほか、寮生や学生宿舎の居住者と協力しながら、健康的で住みよい住環境づくりをサポートする。
13	テーマ別ハウス	学内居住者が多い特性を生かし、生活の場としての「学生寮」を「教育寮」として運営する取組。日本語、アニメ、ウェルビーイング等様々なテーマ別に、担当教員のサポートを受けながら、学生が自律的に運営している。
14	キャリアデザイン	学生に自らの人生設計、目標設定、就職活動の心構え、働くことの意義、国内外の雇用情勢等について理解させることを目的に開講されている科目。全学生必修となっている。
15	E A P	E A Pは、English for Academic Purpose Programの略。入学後、最初に履修する英語集中プログラムであり、英語で行われる講義を理解し、自らの考えを発信し、論文をまとめる等、学問を深めていくために必要な英語力を養成する。
16	社会探究活動	学生が在学中に企業、官公庁、N G O等での実務経験を通して社会や自己の現状を認識し、将来のキャリア形成や職業選択に役立てる科目。単位認定に必要な時間数は、原則80時間以上で、選択科目として単位認定している。令和5年度より、科目名を「インターンシップ」から変更した。
17	A I UデザインL A B	学生と県内企業の若手経営者等が協働して企業の課題解決に取り組むことにより、学生は知識の応用による実践的な学びを、県内企業等は新たな着想を得ることを目的とする取組。ワークショップや企業現場での活動等を行う総合的な内容となっており、大学と県内企業等との連携強化の点でも効果が期待されている。
18	デザイン思考実践	A I UデザインL A Bのメニューの一つ。ワークショップ等において、県内企業等と協働して思考力や発想力の涵養に取り組んだ学生が、実際の企業現場において、現実の課題解決を目的に様々な活動を行う。
19	アカデミック・キャリア支援センター (A C S C)	A C S Cは、Academic Career Support Centerの略。大学院進学を検討・予定している学部生に対し、進路相談、ワークショップ、特別講義等を通じて、分野・地域横断的な支援を行い、進学をサポートする施設。図書館棟に設置されている。

20	国際教養大学研究紀要 (Journal of Liberal Arts, Technology, and Science)	令和4年度まで本学が刊行していた紀要「Global Review」と「国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要」を統合し、研究水準向上と教育の質的充実を図ることを目的として発行する研究紀要。
21	リサーチ・ショーケース	本学の教員と学生が日ごろの研究成果を発表する動画を公開し、学内外のコミュニティで共有するオンライン・イベント。海外提携校の研究者も招待し、学術交流を促進している。
22	イングリッシュビレッジ	中高校生を対象とした「英語で英語を学ぶ」プログラム。担当教員からトレーニングを受けた本学学生が講師となることで学生の自律的かつ能動的に学修する姿勢の定着を期待できるほか、参加した生徒の英語能力向上にも貢献している。
23	ティーチャーズセミナー	県内外の小中高校の英語教員を対象に、本学が行うセミナー。これまで培ってきた英語教育の実践的方法論を活用し、初等・中等教育を担う現職教員の指導力向上に貢献している。
24	地域連携協働研究センター	応用国際教養教育推進機構のもとで、学内連携、学外連携の関係構築・深化により、教育・研究・地域貢献の充実を図る業務を行う組織。
25	リカレント教育	学校教育を修了した社会人を対象に、職業能力の向上や人間性を豊かにすることを目的として行われる高度・専門的な教育。
26	科目等履修生	特定の授業科目を履修する者。履修期間は1年間。
27	聴講生	特定の授業科目を聴講する者。聴講期間は1年であり、単位は取得できない。
28	寄附講座	大学や研究機関において、産学連携の一環として行われる研究・教育活動の一種で、奨学を目的とした民間企業や業界団体等からの寄附金(奨学寄附金)を財源に、期限付きの客員教授などを招いて開設される講座。国際教養大学ではJR東日本による東北観光をテーマとした寄附講座を実施した例があるほか、大学を含む4者による産学金連携の包括協定において、風力発電をテーマとする寄附講座を開設している。
29	テニユア	契約継続期限年齢又は定年を有する長期の雇用契約制度。
30	サバティカル	本学の専任教員の教育研究等の能力向上を目的に、研究を除く教育、学務、国際・地域社会貢献に関する職務を免除し、自らの調査研究に専念させる制度。テニユア契約の教員で、専任教員として7年以上本学に勤務していることが申請要件となる。
31	F D	F Dは、Faculty Developmentの略。大学教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。取組は極めて広範囲にわたるが、例えば、教員相互の授業視察、授業方法についての研究会、新任教員のための研修会等である。
32	S D	S Dは、Staff Developmentの略。大学職員を対象に、管理運営や教育研究支援まで幅広い分野における資質向上を支援する、組織的な取組の総称。